

伊勢湾台風被災者の避難生活と生活支援に関する研究

A Study on Evacuation Life and Life Support for Ise Bay Typhoon Victims

大橋 美加子

Mikako Ohashi

〈摘要〉

日本列島は古くから自然災害によって未曾有の被害を受けてきた。なかでも、昭和以降、台風災害は甚大な被害をもたらしており自然災害の歴史として多くの教訓を残している。とりわけ東海地域に大きな災害をもたらした伊勢湾台風は、大規模な浸水を発生させたうえに、5,000名以上の死者・行方不明者を出す大災害を発生させた。こうした自然災害は、尊い人命を奪っただけでなく、人々の生活が困窮する要因ともなった。本研究は、戦後、甚大な被害をもたらしたとされる伊勢湾台風に着目し、被災住民の生活実態をとらえ、生活の変容を探索することにある。伊勢湾台風災害の被災者の生活は災害によりどのように変容したのか。伊勢湾台風の被害に関する実態を明らかにすることを目的とする。

〈キーワード〉 伊勢湾台風 避難生活 生活再建 生活支援

はじめに

伊勢湾台風災害後、災害を風化させない努力が積み重ねられた。戦後甚大な被害をもたらした伊勢湾台風に関する研究は、その激甚さから様々な領域から多角的な視点で行われている。しかしながら先行研究は、洪水の特性や高潮被害が論じられた土木工学、伊勢湾台風を再現実験し解析する理学研究、日本に甚大な被害をもたらした台風として経済学に関する研究など特定の分野にとどまっている。これらの研究に呼応して、社会福祉学領域においても、真田（1960）、高島（1959）、浦辺（1959）らによる災害時の福祉支援の組織化作りや、個別援助の実践方法が論じられてきた。また、伊勢湾台風は多数の被災孤児を発生させたことから、宍戸（1959）による保育学からの接近が試みられている。しかしながら、社会福祉学領域において、蓄積された研究は僅少にとどまっており、研究課題は数多く取り残されている。伊勢湾台風で、被災した住民らの生活が如何に窮乏化したのか、そのメカニズムを時系列的に探索した研究はこれまで解明されておらず、その実態は不透明な部分が多い。

I. 調査の概要

伊勢湾台風は戦後最大の台風災害とされ、災害対策基本法制定の契機にもなった歴史的災害であった。それとともに、現代の課題ともつながりのある問題を多く含んだ災害である。本章では、伊勢湾台風被災者へのインタビュー調査から伊勢湾台風時の被災者の生活に関する実態を明らかにする。

1. 調査の目的と方法

ここでは、調査の目的と方法について述べる。

(1) 調査の目的

本調査の目的は、戦後甚大な被害をもたらした伊勢湾台風に着目し、被災住民の生活実態をとらえ、生活の変容を探索することにある。伊勢湾台風災害の被災者の生活は災害によりどのように変容したのか、また伊勢湾台風の被害に関する実態を調査することにあった。

調査は、2016年3月から2016年6月の期間に2回行う予定であったが、日程調整の都合上、2016年5月と9月の2回の実施となった。伊勢湾台風から57年が経過し、当時20歳代であった対象者は80歳代と高齢化しているため、1回の面接調査の実施時間は60分から90分程度とし、無理のない範囲で進行した。しかし対象者は、伊勢湾台風体験を忘れてはならないと、調査への協力は惜しみないものであった。

(2) 調査者対象の選定

本調査における対象地域は、愛知県名古屋市南区である。とりわけ、伊勢湾台風の被害が最も甚大であった柴田・白水地区とした。対象地域の選定理由は、以下の二つである。

第一に、東海三県を襲った伊勢湾台風（台風15号）は、名古屋市に大規模な被害をもたらした。全体の被害総計は、死者4,764名、行方不明213名、負傷者38,838名、建物被害、全壊35,125棟、半壊105,344棟に及んだ。対象地域南区は、名古屋市内で最も被害の大きかった地域である。名古屋市全体の犠牲者のうち7割以上が南区の住民であった。強風や高波によって最大の被害をもたらした八号地貯木場の当時の貯木量36万石（約100,800m³）のほとんどが、背後の低地域である柴田・白水地区に流失し住宅地を襲った。南区の死者、行方不明者は1,417名、そのうちの926名が、柴田・白水地区の住民であった。また、南区の西半分が深さ2-3mの泥水につかり、その後1か月以上水が引かないところもあるなど、甚大な被害を受けた地区であった。第二に、対象地域は、大規模工場立地地区中京工業地帯の中核部として、その下請け中小企業も多い地区で、大規模工場の労働者や中小企業労働者、臨時工や社外工、零細自営業、日雇いといった労働者の居住地

域でもあった。日頃より不安定な生活を営む人々の被害は大きく、災害はより大きな苦しみを与えたと考えられる。

以上の理由を踏まえ、伊勢湾台風より、名古屋市内で最も激甚な被害を被った南区柴田・白水地区に在住する5名に調査協力を依頼した。

2014年9月大同大学で行われた『伊勢湾台風から55年後の式典』の際、南区役所職員より伊勢湾台風の語り部活動をしているS氏を紹介される。その際、本研究の面接調査の協力を得ることになった。S氏から紹介された南区白水地区在住のA氏（元自治会長）の協力のもと、柴田・白水地区に在住する被災経験者男性2人（B氏・C氏）と、S氏の紹介による女性1人（D氏）の計5名を調査対象者とした。

(3) 調査の方法

本調査で用いる研究方法は、質的アプローチにより被災者らの生活史を探索する方法を用いた。生活史を聞き取る方法として、半構造化された面接用紙を用いて、訪問面接を実施した。訪問面接調査は、プライバシーポリシーを定め、協力者の了解のもと実施した。データの収集方法は、フィールドノートを用いて面接内容を記録することと併せて、対象者の許可を得て録音機器を使用した。

なお、面接調査は、次のような方法で行った。面接対象者に事前に電話連絡し、日時と場所を調整した。S氏は柴田地区のコミュニティセンターの一室で個別面接を実施し、A氏・B氏・C氏の3名は白水地区コミュニティセンターの一室でグループ面接を実施した。D氏はD氏宅での個別面接を実施した。調査趣旨の説明、面接調査と方法の説明、参加者の権利の説明と同意を得た。また、録音許可が得られた場合には録音を開始した。面接は、半構造化された面接用紙を用いて実施した。基本属性を問う質問から始め、被災者の避難生活の様子や生活再建の問題として感じたことから進めていくこととした。その後、家族や住民との関係性に関する質問へと移行した。初回は、被災者の家族構成や社会的、経済的状況を問う基本属性を加えた内容と、半構造化面接ガイドを用いた面接を行った。面接が終わった後、その内容を読み直し、再度確認できるように「逐語録」を作成した。二回目以降の面接では、簡略に一回目の面接内容を確認しつつ、必要に応じて追加情報を得るようにした。そして、それら面接内容をフィールドノートに記録した。その後、一回目と同様に、内容確認のため「逐語録」を作成した。

(4) 調査の実施時期

面接調査を行う前に、2015年10月にプレ調査として、S氏に伊勢湾台風の被災状況を自由に語ってもらう、事前面接調査を行った。この事前面接調査を基に、半構造化面接ガイドを作成し、面接調査を実施した。2015年11月、S氏、A氏、B氏、C氏を対象に面接調査を実施した。その後質問内容を修正し、2016年5月と9月に5名の面接調査を実

施した。

(5) 用語の説明

本論文で用いる用語は、①「生活再建」、②「生活支援」、③「家族」であり、以下のように定義する。なぜこの用語を定義すると考えたのかと言うと、本研究の目的は、伊勢湾台風により地域住民の生活が如何に変容し、どのように生活再建を果たしたのかを解明することにあり、また、被災者とその家族はどのような生活支援を受けたのかを研究することにあるからである。

① 生活再建

1998年に制定された被災者生活再建支援法の目的は、「自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けたものであって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援すること」にあった（旧被災者生活再建支援法1条）とし、生活再建を、「被災者の自立した生活の開始」と定めている。本論文における「生活再建」とは、自然災害によって生活の基盤に著しい被害を受けた被災者個人や世帯が再び自立した生活を送れるようになることを指すものとする。

② 生活支援

生活再建と生活支援の違いを念頭に置きつつ、生活支援という言葉を使用する。生活再建とは、被災者自身が自分で行うことであり、生活支援とは、他から受けるものである。

本論文において生活支援とは、自然災害により生活困難に直面している被災者やその世帯の生活への支援とする。

③ 家族

「家族」とは、「夫婦とその血縁関係者を中心に構成され、共同生活の単位となる集団」(大辞泉)、「夫婦の配属関係や親子・兄弟の血縁関係によって結ばれた親族関係を基礎にして成立する小集団」(広辞苑)としている。また、民法上、「家族」は定義されていない。代わりに「親族」が定義されている。

民法（親族の範囲）第725条 次に掲げる者は、親族とする。1. 6親等内の血族、2. 配偶者、3. 3親等内の姻族。親族（親等）によって、いわゆる家族の間の法律関係（権利義務）が規定される。以下にその例を挙げる。（親族間の扶け合い）第730条 直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない。（扶養義務者）第877条 第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。第2項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。また、家族を対象とする家政学領域では、「家族とは、その構成員が婚姻または血縁関係（擬制的血縁関係を含む）によって結ばれる小集団であり、

家族成員は通常、住居・食事・家計をともにし、生活の相互扶助を行い、家族生活を共同する」と定義している。

本論文において「家族」とは、夫婦とその血縁関係者を中心に構成された共同生活の単位となる集団とし、親族も家族とする。

2. 分析方法

本研究では、質的アプローチを利用し、収集したデータを時代区分しつつカテゴライズし、分析した。録音内容を逐後録として起こし、伊勢湾台風時の被災住民の生活実態をとらえ、生活の変容に関する要素を表している記述を抽出し、意味や類似性でグループ化して記述した。さらに、それを明文化して解釈を添えた。

3. 期待される調査の結果

研究で期待される成果と課題は次の通りである。第一に、地域住民の被災生活を探索することから、災害時における窮屈化の現象を解明することができる。第二に、地域の社会的ネットワークの実態を明らかにするとともに、住民間の結束を高める要素を究明することができる。以上、被災者らの短期的、中・長期的な視点に立脚した保障制度の構築及び、包括的な支援体制が明示できる。

4. 倫理的配慮

面接調査については対象者に対し、開始前に調査の趣旨や調査の方法、倫理的配慮（得られたデータの匿名性等のプライバシーの保持と厳重管理、研究参加の自由意志等について）の説明を書面と口頭で行い、研究協力に同意を得た。また、得られたデータは研究以外の目的に使用しないことを約束し、分析結果の公表について許可を得た。

II. 伊勢湾台風被災者の被災生活調査結果

本研究では、前章で述べた S 氏、A 氏、B 氏、C 氏、D 氏の 5 名の内の一人である S 氏の事例を紹介し、災害時の避難所生活や、生活再建を果たした過程について明らかにする。伊勢湾台風により被災し家族を失い、住居を失った被災者 S 氏の生活の変容と生活再建に関する調査研究を実施し、被災者 S 氏の生活が変化していく過程をヒアリングから明らかにする。さらにこの調査を実証するために、当時の救助・復興の状況、行政や企業、地域住民の活動を明らかにし、それらが被災者の生活再建にどのように影響したのか把握していく。

【個別事例調査項目】

以下のように時系列区分を定め、被災者の生活変容に関する調査内容の結果を示す。

- (1) 伊勢湾台風発生前
- (2) 災害発生期（発生中）
- (3) 災害発生直後期（翌日～4日目）
- (4) 避難生活期（5日目～2か月）
- (5) 生活再建期（2か月～2年）
- (6) 柴田・白水地区の現状

1. 大規模工場労働者 S 氏と伊勢湾台風

表1のような日程で、S 氏のインタビュー調査を行った。

表1 面接調査：S 氏

プレ調査	2015.10.31	10:00～11:30	柴田コミュニティセンター
調査1	2015.11.21	13:00～14:30	白水コミュニティセンター
調査2	2016.5.4	10:00～12:00	柴田コミュニティセンター
調査3	2016.9.17	14:00～15:30	柴田コミュニティセンター

(1) 伊勢湾台風発生前（本人0歳～21歳）昭和13年～34年

S 氏は 1938 (S13) 年生まれ、男性、伊勢湾台風当時 21 歳であった。1947 (S22) 年（小3）より名古屋市南区旧白水町（現在の柴田地区）に住み始める。住居は 6畳二間（トイレ付き）で 2軒続き、水道は 2軒に 1ヶ所の共同であった。同居家族は、父・母・姉・兄二人・妹と S 氏の 7人であった（表2）。伊勢湾台風当時は、父母、兄二人、妹の 6 人で同居していた。姉は結婚し、その家族（夫・姉・長男・長女の 4人）は隣の市営住宅に住んでいた（図1）。主な就労者は、父と兄二人、S 氏の 4人であった。1959 年当時の東海地方は、戦後の特需景気によって経済的にも順調な成長を続けていた。南区も工業を中心とした急速な成長を遂げ、鉄鋼・化学・機械などの産業が発展し、柴田地区には、住宅が多く建設されていた。S 氏も当時同区にある大規模工場に勤務していた。

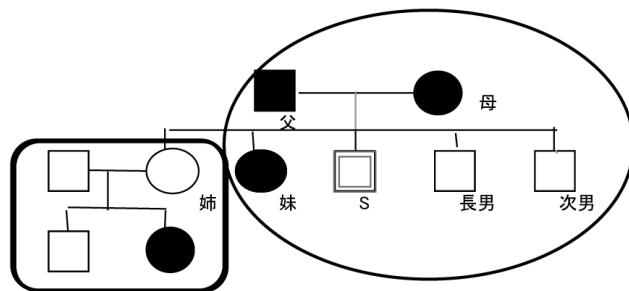


図1 伊勢湾台風直後の家族構成：S 氏

表 2 伊勢湾台風当時の基本情報：S 氏

氏名	S 氏
年齢	21 (2016 年現在 78 歳)
性別	男
居住地	旧白水地区（柴田地区）
住宅	持家、二軒続きで姉家族が住んでいた
家族構成	6 人家族（父・母・兄二人・本人・妹）隣家に 4 人（姉夫婦とその子 2 人）
就労者	父・兄二人・本人 姉夫婦
職業	会社員（大規模工場の正規労働者）
死亡者	4 人（父・母・妹・姪）
援助者	親戚・住民・会社
避難状況	大同高校（避難所）→親戚→社宅→自宅
全壊・半壊	半壊・床上浸水
自衛隊救助	食事（握り飯・乾パン等）や水をヘリコプターで運んでくれた
保障（行政）	弔慰金（貰ったと思うが金額は覚えていない）
職場の支援	弔慰金 8,000 円/人、住居（社宅の一部屋）を用意してくれた

(2) 災害発生期（発生中）

台風当日の夕方 6 時、S 氏は会社へ出勤した。「会社の 2 階にいると、だんだん風が凄くなり、9 時ごろになるとものすごい風でガラスが雨にたたかれて、向こうの方で稲光が光った。まったく外に出ることもできんもんで、いっぺん外を見に行ったら、ばーっと目の前まで水が来ていた。夜勤は 2 人ずつ 3 交代で勤務していた。その日は、M さんという 4 つくらい年上の人と勤務していた。あっという間に、建物の 1m ちょっとのところまで水が入り、1 階の機械が水に浸かったので、これはえらいことになった。家はどうなつとるんだろうと、水を見た瞬間に家のことが心配になった」という。

名鉄電車は 8 時ごろには止まり、兄は帰ってこられなかった。姉家族は自宅から避難しようとして水に流され、近所の家の 2 階で引っ張り上げてもらい助けられた。義兄は下の 4 歳の息子を背負って表に出たため、そのまま引っ張り上げてもらい助かった。姉は 6 歳の娘の手を放してしまい、そのまま子供は流されてしまった。S 氏の家族は、台風が近づいていることは認識していたが、このような甚大な被害となるとは予想もしていなかったのだ。

名古屋市では、台風が最接近する前から市内の通信網は不通となり、水防本部が被害情報を収集できる手段は、警察・消防の非常通報だけだった（北原他 2012)²⁾。災害に関する情報の収集や伝達・需要の過程が全く機能しておらず、行政も住民も十分な防災体制がとられていないことが被害を拡大させたと言える。

(3) 災害発生直後期（翌日～4日間）

翌日、S 氏は自宅にもどった。自宅付近の水深は 1.5m はあったと思われる。流木を会社から持ってきたロープで縛って筏にし、それに乗って家まで漕いで行った。「隣の家の人は、屋根の上に避難しており、無事であったが、わが家には誰もいない。まずは近くの白水小学校分校（現・柴田小学校）に避難しているのかと探しに行くが、見当たらない。次に、大同工業高校（現・大同高）に向かったが、やはり家族に会うことはできなかった。屋根の上に避難していた近所の人を筏に乗せて避難所まで一緒に行った。その夜は、一人ぼっちになってしまったとつくづく思った。」という。

翌日やっと大同高校の 2 階で姉の夫に会うことができ、姉とその息子（甥）の無事も確認することができた。兄（次男）は、消防署まで流されており、災害 2 日後に再会することができた。もう一人の兄（長男）もその後無事が確認された。しかし、姉が妹と姉の娘（姪）の当日の服装を覚えていたため、二人の死亡が確認された。

伊勢湾に面した名古屋市南区、港区、愛知県飛島村および弥富町、三重県木曾岬村、長島町の 2 区 2 町 2 村だけで、愛知・三重両県の全犠牲者の 7 割弱が占められている。とりわけ名古屋市南区における 1,417 名に達した犠牲者の数は突出している。その原因是、貯木場から直径 1m、長さ 5m、重さ数 t に及ぶ木材が大量に流出し、住宅を破壊するなどによって被害を拡大させたことにあった（北原他 2012）³⁾。南区柴田地区は貯木場からの流木により、家屋が全壊・半壊した地域であった。S 氏の家はなんとか建物は残ったが、とても住める状態ではなかったという。流木の回収については、9 月 23 日流木対策本部を設け、自衛隊の協力も得て早期処理を図ったとあるが、整理には時間を要した。集材費には約 5 億円を要し、2 月中旬まで作業が行われた。流木によって生じた損害補償は、死者 15,000 円、流失家屋 8,000 円、倒壊家屋 4,000 円であった（名古屋市総務局調査課 1959）⁴⁾。

また、避難所に行けば炊き出しがあった。おにぎりやパンを持ってきてくれるので、当座の食べ物はとりあえずあった。被害のないところで作って持ってくる方策をとっていた。物資は一般の民間のところにいても届かない。ここでは、避難所生活をする人と、自宅に留まる人に分かれていたようである。避難所生活での感想は、第一に「食べるものがなく」、「カンパンが届いたけど、配る家が流されてしまってない」、「缶詰を食べた」、「避難所には食べ物があった」、「食べ物は被害のない所から運ばれてきた」、「にぎり飯が腐っていた」と食に関する状況が多く語られた。避難所には炊き出しがあったが、自宅で生活していた被災者には炊き出しありは届かず、食べる物に苦労した。しかし、やっと届いた握りめしも腐っていて臭かったことなど、食生活は握りめしとカンパンばかりで栄養的に不十分であること、また、握り飯は腐っていたことなど衛生面での問題があったことが語られた。

「伊勢湾台風災害誌」（名古屋市総務局調査課 1959）によると、「給食活動は 9 月 27 日早朝から市災害対策本部において、食パン・乾パン等の非常食が補給され、被害の比較的

小さい区にたき出しを依頼した」とある。「被災当初すなわち 27 日・28 日の給食数は、南部 5 区（瑞穂・熱田・中川・港・南）とも平均 1 人 1 日辺り 1 食で、29 日・30 日は 2 食、31 日以降になってようやく 3 食給食を実施することができた」「特に南部の港・南 2 区に対する配給は、その被害状況を判断し、食パン・乾パン・握り飯等の完全加工食糧を主力に行われた。また、栄養補給対策として、ジャム・マーガリン・チーズや糖分補給としてキャラメル、ビタミン補給としてミカン等が配給された」災害救助法による給食単価は、1 人 1 日あたり 50 円であったが、この金額では満足な給食を行うことは非常に困難とされ、10 月 2 日に 75 円に引き上げられた。そしてさらに 10 月 16 日には 90 円まで引き上げられることになった（名古屋市総務局調査課 1959）⁵⁾。給食活動は 11 月 25 日まで実施された。このように、災害救助法の給食単価は低く栄養価は不十分であったため、改正が行われた。

(4) 避難生活期（5 日間－2 か月）

「大同高校に何日おったのか、それは定かでない。姉もここにおっても駄目だもんでってことで、国道 1 号線までどうゆう風に走って行ったか知らんけどバスを乗り継いで『助けてください』って言って親戚の家の方に向かった。そうしたら、裸足でおったからに、『これ履きなさい』って言って靴をくれた人がいて、がばがばの靴を履いて行ったって姉が言ってた」姉家族は、その後親戚の家に世話をになった。

会社の人で被災していない人が安否確認をしてくれた。S 氏の勤務していた会社は 2 週間後くらいに復旧していた。復旧後は仕事を始めているため、収入もあった。また、住居も会社の社宅の 2 階に入れてもらったという。S 氏の勤務先では、被災していない従業員が救援本部を設置し、被災従業員の救援、救援物資の配給、罹災者の相談等を組織的に行つたのである。大規模工場労働者は、救助時、救援時に会社から多くの支援を受けたことが明らかとなった。

(5) 生活再建期（2 か月－2 年）

昭和 35（1960）年 9 月に会社が合同で従業員の亡くなった家族の合同葬式を行ってくれた。会社に助けてもらった。独身で、会社で仕事をしていたから、会社に行けば何とかしてくれると思った。会社から弔慰金一人につき 2 千円が支払われている。全壊につきいくら、半壊につきいくらというように貰った。自宅は流されなかったものの、浸水と流木被害により壁などが剥がれ落ちていてそのまま居住することは不可能であった。そのため S 氏は被災後、会社の社宅（他の従業員が住んでいる社宅の 2 階の一室に住まわせてもらう）で避難生活を送った。兄 2 人もそれぞれ、会社の寮などで避難生活を送ることとなる。姉家族（夫婦と長男）は、一旦、親せきの家に世話になるが、いつまでも迷惑をかけるわけにもいかず、1 か月ほどで他区にある市場 2 階のアパートに借家住まいをする。その後、

柴田地区の仮設住宅に入った。家族は各自で居住地を移動しながら避難生活を送った。避難生活は、2年ほど続いた。その間に被災した住宅を壊し、棟続きに姉夫婦の家と3人の兄弟の家の2棟を新築した。兄2人も姉夫婦も、S氏も災害により職を失うことはなかったため、収入源には困らなかった。被災者の生活再建に、地元企業は積極的に取り組み、被災に苦しむ住民の支えとなっていたと言える。「2年後、兄弟で新築費を出し合い、家の再建することができた。家を再建し、兄弟で住み始めたとき、災害から2年後にやっとほっとしたように思う」と言い、この時やっと普通の生活にもどったと感じたと言う。被災5年後に、親戚のおばさんに「そろそろ結婚しなくちゃ」と言われ、見合いをし、1964(昭和39)年に結婚をした。兄(長男)は、家を建て直し同居していたが、結婚後、他の区へ移り住んだ。その後仕事の関係で東京へ移住した。次男が結婚し、長男が住んでいた家に移り住んだ。姉家族は他市へ引っ越し、S氏だけが自宅に残った為、家を守ることになり、姉の家を壊して増築し、現在に至っている。S氏の生活再建に最も影響したのは、親族のつながりであったと言える。大家族での暮らしの中、兄弟姉妹で助け合うことができた。また、被災していない地域に暮らす親族(血族・姻族)の助けがあった。被災者が生活再建を果たした一番の理由は自助であった。

(6) 白水・柴田地区の現状

柴田住宅は市の土地であったが、1959(昭和34)年に分譲され、S氏の親はそれを購入し、その後伊勢湾台風に被災している。伊勢湾台風の2年後には住居を新築したが、現在も伊勢湾台風で被災したままの家(壁は落ちたが流されていない)に住んでいる方も7・8戸あるという。また、「親族が亡くなった人と、亡くならなかった人との間には、復旧、復興の時間に雲泥の差があった。親族が亡くなった人は、なんとか遺体を見つけたいと必死であり、見つかるまでは再建などとうてい考えられなかった。年内は本当に遺体探しに奔放していた。さあ家はどうしようかと考えられるようになったのは、年が明けてからです」とS氏は親を必死で探していたことや生活再建までの苦労を語り、振り返る。親族に亡くなった人がいない人々は、すぐに、住居を再建する人、こんな危険なところには住みたくない他の場所へ引っ越し人など、早々に動くことができていたと言う。

S氏は伊勢湾台風時の体験を「忘れようと忘れるのできないできごとでした」と語った。台風災害によってもたらされた被害は計り知れないほど大きなもので、深い傷は生涯消えることがないことが伺えた。そんなS氏も現在は78歳と高齢になっている。2014年7月(76歳)の時、脊柱管狭窄症を患い手術を行った。退院後には要支援となり、その後さらに要介護1となった。S氏は「前に歩くのはいいけど、階段が苦手」ともらす。2016年現在、妻と息子の3人で柴田地区に暮らしており、なんとか自立した生活を送っているが健康面の不安を抱えている(図2)。

柴田地区は、高校や高層マンションなどがあり、津波避難場所の確保はできている。10

分あれば高台まで避難できるであろう。しかし、個人情報の問題などにより、災害時の要支援者の把握が十分できていない状況である。日中であれば、大学や高校の学生や生徒さんが助けてくれるのではないかとの期待をしていると S 氏は言う。しかしながら、日頃から学生との交流はなく、結びつきはそれほど強くなさそうである。海拔ゼロメートル地帯であるという地理的条件を考えると、避難所が体育館である（1 階）というのはどうなのか。防災用の倉庫も 1 階にあるが、2 階以上においては良いのではないかとの地域住民の声もあり、コミュニティセンターや小学校の避難所も 2 階スペースに置き換えるよう行政も動き始めているようである。

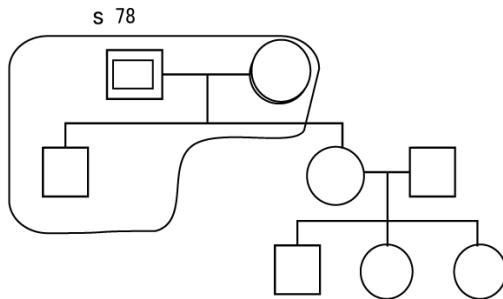


図2 現在（2016.9）の家族構成：S 氏

III. 考察

本研究で明らかとなった被災者支援の実態の中で、最も注目すべき点は、企業の支援である。生活再建当時を振り返り、「働いとらんかったら、兄たちに面倒を見て貰わなかんかったかもしれません。兄たちも自分の仕事があり、そういう心配がなかった」と言う。S 氏の勤務先では、被災していない従業員が救援本部を設置し、被災従業員の救援、救援物資の配給、罹災者の相談等を組織的に行ったのである。具体的には、①災害見舞金が支払われ、②復旧資材の支給、あっせん並びに貸与、③社宅復旧、④被災者住宅修築、⑤社内助け合い救援物資、⑥住宅復旧特別融資等の支援であった。その背景には、高度経済成長という経済発展があり、日本の実質 GDP 増加率は 11.2% と高い時代であったため、企業が被災者支援を行うことができたと言える。名古屋市は中部経済圏の中心都市であり、産業経済は年々急激な躍進を続けていた時代であった。南区は、従業員 200 人以上の大企業が港区と共に集中していた。このような背景の中、地域の企業が従業員被災者の生活再建に共助として大きな貢献をなし得たと言える。「会社に助けられた、会社に行けば何とかしてくれると思った、会社があってよかった」という S 氏の語りからは、会社に助けられたことが何より有難かったという思いが伝わってきた。国でもない、自治体でもない、親戚でもない企業が被災者生活の窮屈化を防止する支援を行っていたことが明らかとなつた。インタビュー調査の事例から、先行研究にはない新たな知見が得られたところである。

今回の研究において、伊勢湾台風被災者の生活再建には自己や家族間で助け合うという、自助が優先されていたことが明らかとなった。また、その被災者を支えていたのは、地元企業の共助であった。国や自治体の社会保障という公助はほとんど機能しておらず、それに代わって様々な被災者支援を実行したのは企業であった。企業による共助が被災者の生活再建に最も貢献したのである。

おわりに

伊勢湾台風時には企業という共助の支援があった。しかしながら、今日、社会状況は多様化しており、企業も脆弱化しているなか、伊勢湾台風時のような支援を企業に求めるることは困難といえる。経済状態が低迷している現代社会において、災害により人々の生活が破壊されたとき、その生活再建を支援するのは誰なのか。国や自治体は、その責任を果たせているのであろうか。東日本大震災後、30以上もの新たな法律が制定されている。しかしながら、被災者の生活再建は一向に進んでいないのが現状である。現代社会における被災者の生活を支える組織の再編成は喫緊の課題である。

本論文において、伊勢湾台風被災者のインタビュー調査により、被災後の生活変容の実態が明らかとなった。しかしながら、インタビュー対象者は大規模工場の正規労働者であり、一面的な分析にとどまっている。今後は、歴史的な伊勢湾台風被災者の生活変容を生活構造論的な研究として検証を重ねていき、現代社会の災害対策に示唆を与えることを研究の課題としたい。

注

- 1) 三大台風とは、室戸台風（1934）、枕崎台風（1945）、伊勢湾台風（1959）をいう。室戸台風は1934年9月21日朝近畿地方に来襲し、室戸岬において最低気圧684mmを示し、名古屋にも猛烈な風雨をもたらした。愛知県下の被害は、死者6人、負傷者66人、家屋全壊723戸、半壊600戸、田畠浸水130201町歩に及んだ。枕崎台風は、1945年9月17日～18日にかけて九州・中国を横断して猛威をふるった台風である。枕崎において最低気圧687.5mmを示した。名古屋においては最低気圧740.8mm、最大風速南南東20.2m/sに達し、愛知県下の被害は、死者4人、負傷者33人、住宅全壊58戸、半壊507戸の被害であった。
- 2) 北原糸子他（2012）「日本歴史災害事典」吉川弘文館、pp 576-578
- 3) 北原糸子他（2012）「日本歴史災害事典」吉川弘文館、p 575
- 4) 名古屋市総務局調査課（1961）「伊勢湾台風災害誌」名古屋市、p 97
- 5) 名古屋市総務局調査課（1961）「伊勢湾台風災害誌」名古屋市、pp 176-178

参考文献

- 浦辺史（1959）「伊勢湾台風と社会福祉」社会事業42(12) 2-10
宍戸健夫（1959）「子ども達は守られたか－伊勢湾台風と名古屋市における臨時保育活動」社会事業42(12)
高島進（1959）「被災低所得階層からみた災害救助法」社会事業42(12)
中島繁（1960）『伊勢湾台風の思い出と教訓』矢作製鉄株式会社

- 亀井幸次郎（1960）「災害別にみる伊勢湾台風（都市計画・経済・防災）」日本建築学会研究報告（53）
- 真田是（1960）伊勢湾台風と地域組織化の問題」社会事業 43（1）
- 宍戸健夫（1960）「伊勢湾台風と子ども」教育 10（5）
- 名古屋市総務局調査課（1961）「伊勢湾台風災害誌」名古屋市
- 竜山京（1976）『戦後日本における貧困層の創出過程』東京大学出版会
- 小田兼三他（1998）『現代福祉学レキシコン第2版』雄山閣出版
- 防災行政研究会（2002）『逐条解説 災害対策基本法〈第二次改訂版〉』ぎょうせい
- ロバート・D・パットナム（2006）『孤独なボーリングー米国コミュニティの崩壊と再生ー』柏書房
- 南区制100周年記念事業実行委員会（2008）『南区制100周年記念誌』南区役所内
- 中日新聞社出版部（2009）「忘れない伊勢湾台風50年」中日新聞社
- 吉田博明（2009）「伊勢湾台風50年に思う記憶と教訓の宝庫」消防科学と情報 98
- 西尾祐吾・大塚保信・古川隆司（2010）『災害福祉とは何かー生活支援体制の構築に向けてー』ミネルヴァ書房
- 奈良由美子（2011）『生活リスクマネジメント』放送大学教育振興会
- 中須正他（2011）「我が国を襲った大災害ー伊勢湾台風災害と災害対策基本法の成立その意味と教訓ー」水利科学 55（2）
- 三好禎之・長谷中崇志（2011）「島嶼部における生活と互助社会の変容に関する研究」名古屋経営短期大学紀要第52号
- 北原糸子他（2012）『日本歴史災害事典』吉川弘文館
- 日本居住福祉学会編集委員会（2013）『居住福祉研究16 東日本大震災と居住福祉』東信堂
- 平野香織（2013）「ヤジエセツルメント保育所にみる地域の組織化活動：伊勢湾台風被災後の臨時保育所に関する史的考察」中部学院大学・中部学院短期大学部研究紀要第14号
- 塩崎憲明（2014）復興（災害）ー阪神・淡路大震災と東日本大震災ー』岩波新書
- 山崎栄一（2014）『自然災害と被災者支援』日本評論社
- 山田知子・松村祥子（2014）『生活支援の社会福祉』放送大学教育振興会
- 玄田有史（2015）『危機と雇用災害の労働経済』岩波書店
- 山中茂樹（2015）「復興とは何かー阪神・淡路大震災から20年ー」月刊福祉
- 大曾根寛（2016）『社会福祉と法』放送大学教育振興会
- 立木茂雄（2016）『災害と復興の社会学』萌書房
- 野口定久（2016）『人口減少時代の地域福祉グローバリズムとローカリズム』ミネルヴァ書房